

規制に係る事前評価書

| | |
|--------------------------|---|
| 法令の名称 | 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 |
| 政策の名称 | 生態系維持回復事業の創設 |
| 担当部局・評価者 | 環境省自然環境局国立公園課長 神田修二 電話番号:03-5521-8277 |
| 評価実施時期 | 平成21年2月17日 |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | |
| 目的 | 国立公園等の生態系の維持又は回復を図るための事業を適正かつ効果的に実施する。 |
| 内容 | 環境大臣等による確認又は認可を受けて、国立公園等の生態系の維持又は回復を図るための事業を実施することができることとする。 |
| 関連条項 | 第38条～第42条 |
| 必要性 | 国立公園等において、生態系に係る支障が生じ、優れた自然の風景地の保護が十分に図られていない状況が生じていることから、国立公園等の生態系の維持又は回復を図るための事業を実施する必要があるが、その事業が適正かつ効果的に実施されるよう、環境大臣等による確認又は認定を受ける必要がある。 |
| 費用 | |
| 遵守費用 | 生態系維持回復事業を行う場合の確認又は認定の申請に係る費用の負担が想定される。 |
| 行政費用 | 認定事務の増加が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。 |
| その他の費用 | なし。 |
| 便益 | 環境大臣等の確認又は認定を受けることにより、個別の行為ごとに環境大臣等の許可を受けることなく、生態系維持回復事業を適正かつ効果的に実施することができる。 |

| | | |
|----------|---|---|
| 想定される代替案 | | |
| 代替案 | 環境大臣等の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとする。 | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | なし。 |
| | 行政費用 | なし。 |
| | その他の費用 | なし。 |
| | 便益 | 生態系維持回復事業を行う際の環境大臣等の確認又は認可が不要となるが、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることができなくなるおそれがある。 |

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

代替案として、環境大臣等の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとすることが考えられるが、この場合、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることが困難となるおそれがあり、適当でない。また、確認又は認定の申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担であるとは言えない。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会答申において「生態系の管理に関する事業については、当該地域に生息・生育する複数の種の相互作用も考慮しながら、モニタリングの結果に基づく、生態系の維持・回復等の管理のための適切な計画の下で、国をはじめ地方公共団体、NPO等の幅広い主体の参画を得つつ、総合的、継続的に実施することが必要である。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

平成26年3月末までに行う。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 】

| | | |
|---------------------------|---|---------------------|
| 規制の内容 | 生態系維持回復事業の創設 | |
| 担当部局 | 環境省自然環境局国立公園課 | 電話番号：03-5521-8278 |
| 評価実施時期 | 平成21年2月17日 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 国立公園等の生態系の維持又は回復を図るための事業を適正かつ効果的に実施するため、環境大臣等による確認又は認可を受けて、国立公園等の生態系の維持又は回復を図るための事業を実施することができることとし、当該事業に係る行為については、自然公園法上の許可等を要しないこととする。 | |
| | 関連条項 | 第38条～第42条 |
| 想定される代替案 | 代替案 環境大臣等の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとする。 | |
| | 代替案 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 生態系維持回復事業を行う場合の確認又は認定の申請に係る費用。 | なし。 |
| (行政費用) | 認定事務の増加が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。 | なし。 |
| (その他の社会的費用) | なし。 | なし。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| | 環境大臣等の確認又は認定を受けることにより、個別の行為ごとに環境大臣等の許可を受けることなく、生態系維持回復事業を適正かつ効果的に実施することができる。 | 環境大臣等の確認又は認可が不要となる。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 代替案として、環境大臣等の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとすることが考えられるが、この場合、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることが困難となるおそれがあり、適当でない。また、確認又は認定の申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担であるとは言えない。 | |
| 有識者の見解その他の関連事項 | 中央環境審議会答申において「生態系の管理に関する事業については、当該地域に生息・生育する複数の種の相互作用も考慮しながら、モニタリングの結果に基づく、生態系の維持・回復等の管理のための適切な計画の下で、国をはじめ地方公共団体、NPO等の幅広い主体の参画を得つつ、総合的、継続的に実施することが必要である。」とされている。 | |
| レビューを行う時期又は条件 | 平成26年3月末までに行う。 | |
| 備考 | | |